

「令和 7 年大分市佐賀関大規模火災義援金」募集要綱（第 5 版）

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 趣旨

令和 7 年 1 1 月 1 8 日に大分県大分市佐賀関で発生した大規模な火災により、多数の家屋が焼失するなど甚大な被害が生じ、災害救助法が適用されました。

大分県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和 7 年大分市佐賀関大規模火災義援金

3 受付期間

令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）から令和 8 年 6 月 3 0 日（火）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7 7 8 3 0 6 1	シヤカイフクシホウシノオイタクシキョウト"リホ"キンカイ 社会福祉法人大分県共同募金会 カイチョウ ナカマツ サトル 会長 永松 悟

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第 7 8 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 3 7 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 3 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、大分市を経由して被災された世帯に配分されます。

7 問い合わせ先

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41

社会福祉法人大分県共同募金会 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250